○ 毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)(抄) 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

2 (略) 八十五の八~八十五の十五 (略)	の ・	る製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。) (炭酸水素ナトー・ ・一〜十七の三 (略) ・一〜十七の三 (略) ・ものを除く。 ・ものを除く。 ・のを除く。 ・のを除く。 ・のを除く。 ・のを除く。 ・ のを除く。 ・ のを除く。	改正案
2 (略) 八十五の七~八十五の十四 (略)	十八の二~八十五の六(略)	く。	現

(傍線部分は改正部分)